

# 高千穂峡

三田井交番  
☎0982-72-3811  
高千穂警察署  
☎0982-72-0110  
作成者 里岡 秀一

# 10月

## 令和3年全国地域安全運動が始まります!

～令和3年10月11日(月)から20日(水)までの10日間～

### ◎運動の重点

- 1 子どもと女性の犯罪被害防止
- 2 特殊詐欺の被害防止
- 3 鍵かけの徹底による乗り物対象の盗難被害防止

### 「地域の安全は地域で守る」

という意識を持ち、積極的な防犯活動への参加をお願いします。



### 注意!! こんな手口は、うそ電話詐欺

- 1 息子、警察官、銀行員を名乗って・・・
  - ・ 詐欺グループを捕まえた
  - ・ あなたの個人情報が出てきている
  - ・ キャッシュカードを預かります
- 2 はがき、メールで・・・
  - ・ 有料サイトの料金請求
  - ・ 訴訟最終告知のお知らせ
  - ・ 財産を差し押さえる
  - ・ 電子マネーを購入して!
- 3 役場職員を名乗って・・・
  - ・ 医療費、保険料の還付金がある
  - ・ 近くの銀行(ATM)に行って!
- 4 FAX・ダイレクトメールで・・・
  - ・ 必ず融資します
  - ・ 保証料が必要です
  - ・ 信用度を確認します

### 防止対策

- ⇒ ○留守番電話の活用
- ⇒ ○キャッシュカードは渡さない
- ⇒ ○安易に相手に電話しない
- ⇒ ○電子マネーで支払っては詐欺
- ⇒ ○銀行(ATM)に行く前に確認
- ⇒ ○安易に信用しない

### 被害者統計

県内では、被害者の  
約80%が年齢50歳以上・約80%が男性  
となっています。



### 9月中の三田井交番管内の交通事故件数

人身事故 1件 物損事故 7件



夕暮れ時、早めのライト点灯にご協力をお願いします。



# 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正 ～クロスボウは所持禁止になります～

## 【改正の主な内容】

- クロスボウの所持が原則禁止・許可制となります。
- クロスボウを所持している場合は、改正法の施行後6ヶ月以内に許可申請をするか警察に処分を依頼してください。
- 処分を依頼する場合は、最寄りの警察署に直接持ち込んでいただければ無償で処分します。
- 改正法は、令和4年3月16日までに施行されます。
- ※ 詳しくは宮崎県警察ホームページをご覧ください。  
[www.pref.miyazaki.lg.jp/police/](http://www.pref.miyazaki.lg.jp/police/)

# クロスボウは (通称：ボウガン) 所持禁止 になります!!



改正法や警察署への  
持ち込みに関する詳細は  
警察庁ホームページにて  
<http://www.polic.go.jp/2-0/kyouhou/>  
<http://www.polic.go.jp/2-0/kyouhou/kyouhou.html>

銃刀法が改正され、クロスボウの所持が原則禁止・許可制となります。改正法の施行後、不法に所持した場合、罪に問われます！  
(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)  
※改正法は、公布の日から9か月以内に施行されます。



銃刀法の規制対象となるクロスボウとは、どのようなもの？

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの大部分が人の生命に危険を及ぼし得る級以上となるものです。



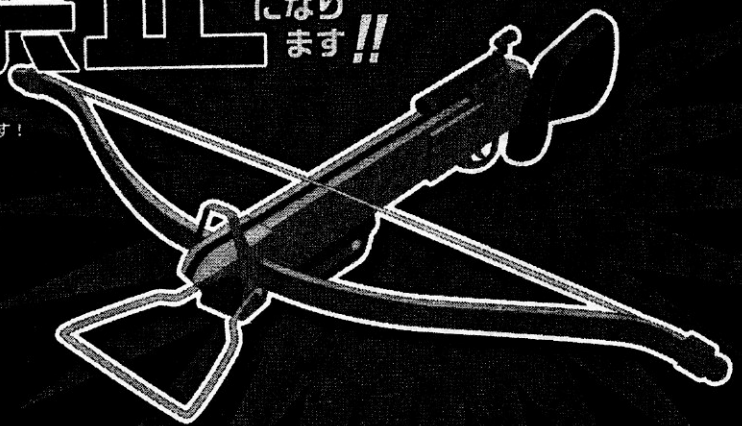
自宅などにクロスボウを所持している場合は？

改正法の施行後6か月以内に許可申請をするか、警察に処分を依頼してください。(施行後6か月以内にこれらの措置を講ずれば、罪に問われません。)



具体的な処分方法は？

最寄りの警察署に直接持ち込んでいただければ、無償で処分します。(処分の際は施行前でも受け付けています。)



警察庁・宮崎県警察